

県南広域振興局長告示第 19 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、鬼柳土地改良区（北上市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 18 年 4 月 28 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 就任

(1) 理事

都 鳥 隆 司 北上市鬼柳町笹淵 3 番地 1
千 田 茂 光 " " 宿 66 番地 2
高 橋 萬 作 " " 糠塚 67 番地 1
菅 原 久 夫 " " 中佐野 51 番地
柏 葉 明 " " 下川原 173 番地 2
阿 部 久 平 " " 荒高 99 番地

(2) 監事

菅 原 正 義 北上市鬼柳町元年 147 番地 1
昆 博 " " 笹淵 85 番地 1

2 退任

(1) 理事

都 鳥 隆 司 北上市鬼柳町笹淵 3 番地 1
高 橋 萬 作 " " 糠塚 67 番地 1
千 田 茂 光 " " 宿 66 番地 2
菅 原 久 夫 " " 中佐野 51 番地
舘 川 毅 " " 卯の木 53 番地 1
阿 部 善 一 " " 町分 119 番地

(2) 監事

菅 原 正 義 北上市鬼柳町元年 147 番地 1
昆 博 " " 笹淵 85 番地 1